

＼定額減税しきれなかった人へ！

# 追加給付金のお知らせ

## 調整給付金(不足額給付)



詳細はこちら



### 調整給付金(不足額給付)とは？

令和7年1月1日時点で本市に住民票のある人で、令和6年度に実施された「定額減税しきれないと見込まれる人への調整給付金(当初給付)」に不足が生じる場合に支給されます。

※定額減税や調整給付金(当初給付)の詳細は市HP参照。

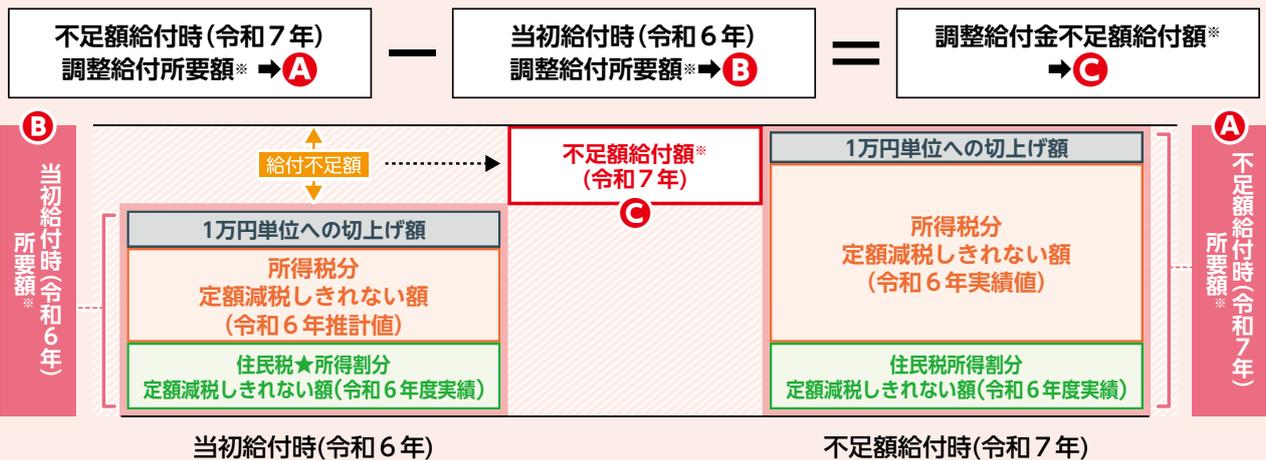
※令和5年及び令和6年の合計所得金額が1805万円超の人は対象外。

### 対象者(パターン①)

調整給付金(当初給付)は令和5年の所得を基に推計したため、令和6年分所得税と定額減税の実績額が確定したことで、調整給付金(当初給付)が不足する人



#### 給付額



※1万円単位。 ★「住民税」とは「市民税・県民税」のことを指します。

不足額給付時調整給付所要額**A**が当初給付時調整給付所要額**B**を下回った場合は、余剰額の返還は求めません。

#### 例1 令和5年所得よりも令和6年所得が減少した人

令和5年 所得	推計所得税額	2万円	㉞	令和6年 所得	所得税額(実績)	1万円	㉟
	定額減税可能額	3万円	㉟		定額減税可能額	3万円	㉠
	調整給付金(当初給付) ㉟ - ㉞ = 1万円				㉑	調整給付所要額 ㉠ - ㉟ = 2万円	

調整給付金(不足額給付) : ㉒(2万円) - ㉑(1万円) = 1万円

#### 例2 令和6年中に子どもが生まれた等の理由で、扶養親族が増えた人(扶養親族1人→2人)

令和5年 所得	推計所得税額	4万円	㉡	令和6年 所得	所得税額(実績)	4万円	㉣
	定額減税可能額	6万円	㉢		定額減税可能額	9万円	㉤
	調整給付金(当初給付) ㉢ - ㉡ = 2万円				㉥	調整給付所要額 ㉤ - ㉣ = 5万円	

調整給付金(不足額給付) : ㉦(5万円) - ㉥(2万円) = 3万円

## 対象者(パターン②)

定額減税の対象外であり、低所得世帯向け給付金も対象外となる世帯の人で、以下の要件を**全て満たす**人

- ① 定額減税前の「令和6年分所得税」及び「令和6年度住民税所得割」がともに0円(本人として定額減税対象外)
- ② 税制度上、扶養の対象外となる事業専従者又は合計所得金額48万円超(≒扶養親族等としても定額減税対象外)
- ③ 以下の低所得世帯向け給付金の対象となる世帯主・世帯員ではない  
令和5年住民税非課税世帯(7万円)、令和5年住民税均等割のみ世帯(10万円)、令和6年住民税が新たに非課税又は均等割のみとなった世帯(10万円)



### 給付額

		令和6年分 所得税	
		「所得48万円超」又は「専従者であった」	「所得48万円以下」かつ「専従者ではない」
令和6年度 住民税	「所得48万円超」又は「専従者であった」	<b>4万円</b> 上記要件を満たしていれば支給	<b>1万円</b> 令和6年分所得税において定額減税を受けている人に扶養されている場合
	「所得48万円以下」かつ「専従者ではない」	<b>3万円</b> 令和6年度住民税において定額減税を受けている人に扶養されている場合	<b>対象外</b>

※本人又は扶養親族等として、定額減税、当初給付又はパターン①の不足額給付対象の場合、その金額を差し引いて支給。

## 手続き

市から発送する書類	対象者	発送時期	手続き
支給のお知らせ	次のいずれかに該当する人 ● 令和6年度に安城市から調整給付金(当初給付)を受給した ● 公金受取口座を登録している	7月下旬	原則手続き不要
支給確認書	次のいずれにも該当する人 ● 令和6年度に安城市から調整給付金(当初給付)を受給していない ● 公金受取口座を登録していない	8月中	● 支給確認書の返送か、オンライン申請 ● 本人確認書類と預金通帳等の写しの添付が必要 申請期限▶10月31日(金)

- 令和6年度に安城市から調整給付金(当初給付)を受給した人や公金受取口座を登録している人は、その口座に振込みます
- 令和6年中に安城市に転入した人には、8月下旬頃「支給確認書」が届きます
- 令和6年中に安城市に転入した人や事業専従者になった人で、対象者に当てはまるのに9月上旬までに支給確認書が届かない場合は、コールセンターに問い合わせてください



## よくある問合せ

Q. 源泉徴収票に記載されている「控除外額」が、不足額給付として支給されますか？

A. 「控除外額」がそのまま支給されるわけではありません。令和6年度に定額減税しきれないと見込まれる金額として、調整給付金(当初給付)を支給している場合があります。令和6年の所得が減少したり扶養親族が増えたことにより、計算の結果、当初給付の支給額が不足となる分を不足額給付として支給します。

問合せ先 安城市調整給付金コールセンター(☎<89>2943)

※11月28日(金)までの午前9時～午後5時(土)日(祝)を除く